令和７年３月５日
滋賀労働局

# 大津労働基準監督署及び彦根労働基準監督署における石綿関連文書の紛失について

滋賀労働局（局長　多和田治彦（たわだはるひこ））は、大津労働基準監督署（署長　宮木義博（みやきよしひろ））及び彦根労働基準監督署（署長　中西章人（なかにしあきひと））における、石綿関連文書（※）の紛失について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、お知らせします。

## １　経緯

石綿関連文書については、平成 17 年 12 月 27 日付けで、厚生労働省本省から当分の間、廃棄することなく保存するよう指示がなされており、その後、平成 27 年 12 月 18 日付けで、厚生労働省本省から常用（永年保存）とすべき石綿関連文書の範囲が具体的に示されるとともに、紛失・誤廃棄が生じることのないよう、石綿関連文書については、独立した行政文書ファイルとして編綴することなど他の行政文書ファイルと混在させないよう指示されていた。

しかしながら、令和６年７月４日に、厚生労働省本省からの石綿関連文書の点検指示を受け、滋賀労働局内において調査を行った結果、石綿関連疾患に係る請求事案の労災保険支給決定に係る復命書の所在が不明になっていることが確認された。

石綿関連疾患に係る請求事案の労災保険支給決定に係る復命書には、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号及び傷病名等の個人情報が記載されていた。

## ２　紛失が確認された石綿関連文書の概要

今回の調査により、紛失が確認された石綿関連文書は、下表のとおりである。

| 管　轄 | 文書種類 | 紛失数 |
|---|---|---|
| 大津労働基準監督署 | 労災保険給付等調査復命書 | 18 |
| 彦根労働基準監督署 | 労災保険給付等調査復命書 | 1 |

なお、紛失が確認された文書に記載されていた個人情報は 56 人分（推計を含む。）である。

## ３　原因

平成 17 年度及び平成 27 年度の厚生労働本省からの指示が、関係職員に徹底されていなかったことが紛失の原因と考えられる。なお、状況から見ると誤廃棄の可能性が高く、二次被害の恐れはないものと考えられる。

## ４　再発防止対策

（１）発生部署での対応

大津労働基準監督署においては令和７年２月 12 日に、彦根労働基準監督署においては同月10日に、それぞれ全職員（非常勤職員を含む）に対し、署長から事実経過の概要を説明するとともに、署内の行政文書の適正な管理を徹底するよう指示した。

また、常用（永年保存）とするべき石綿関連文書の紛失・誤廃棄が生じることのないよう、平成 27 年 12 月 18 日付けの厚生労働本省からの指示に基づく対応について、改めて全ての関係職員に対して研修等を行うことにより徹底することとした。

（２）労働局での対応

労働基準部長が各労働基準監督署長に事実経過の概要を説明するとともに、行政文書の適正な管理及び石綿関連文書に係る適正な保存を徹底するよう指導した。具体的には、

・石綿事案に係る労災保険給付等調査復命書については、石綿関連文書である旨を文書内に表示し、他の文書とともに編綴されることのないようにすること。
・行政文書ファイルの保存期間が満了した後に廃棄する場合、当該ファイルに石綿関連文書が紛れていないか確認してから廃棄すること。
・石綿関連文書の管理状況を少なくとも年度ごとに１回の頻度で点検すること。

について改めて指示を行った。

※　石綿関連文書とは、石綿関連事業場に関する監督復命書、安全衛生指導復命書、労災保険給付等調査復命書等、都道府県労働局（管下の労働基準監督署を含む。）における石綿に関連する文書である。

【お問い合わせ先】
滋賀労働局労働基準部労災補償課
課長　　　　　　　中村 一樹
労災管理調整官　神崎 秀樹
電話：077-522-6630